

27 日 獣 発 第 128 号  
平成 27 年 8 月 13 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会  
会 長 藏 内 勇 夫  
(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する 省令の施行について

このことについて、平成 27 年 7 月 27 日付け 27 消安第 2140 号をもって、  
農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部  
を改正する省令」(平成 27 年農林水産省令第 65 号)を平成 27 年 7 月 27 日に  
公布し、次の事項について改正を行った旨情報を提供するものです。

- ①ジカンバの残留基準値の変更
- ②海外での大豆に対するジカンバの使用に鑑み、大豆及び大豆油かすに対す  
る同農薬の残留基準値を設置

つきましては、以上について、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたしま  
す。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第2140号  
平成27年7月27日

公益社団法人日本獣医師会会長理事

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の  
施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第65号）が平成27年7月27日付けで公布されたことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

27消安第2140号  
平成27年7月27日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第65号）が平成27年7月27日付けで公布されましたので、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力願います。

記

## 1 省令改正の概要

飼料中の残留農薬については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく畜産物中の残留基準を遵守するため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において主要な飼料原料を対象に残留基準値が定められている。

今般、同省令を改正し、ジカンバの残留基準値を別紙のとおり変更した。また、我が国では主要な家畜用飼料として利用されている大豆油かすについて、海外では大豆に対してジカンバが使用されていることから、新たに、大豆及び大豆油かすに対する当該農薬の残留基準値を設けた。

## 2 改正に伴う留意点

新たに追加された大豆、大豆油かす及びジカンバの残留基準値は、以下のとおりとする。

### (1) 残留農薬の量を算出する部位

大豆に含まれる残留農薬の量を算出する部位は、豆（種子）を対象とし、さや及び茎葉は対象としない。

(2) 大豆の範囲

大豆には、脱皮大豆及び大豆（又は脱皮大豆）を圧ぺん、粉碎若しくは加熱したものを含む。

(3) 大豆油かすの範囲

大豆油かすは、大豆又は脱皮大豆を原料とする油かすとし、当該油かすを加熱したものを含む。

(4) ジカンバの残留基準値について

ジカンバの残留基準値は、穀類（大豆を除く。）及び牧草においてはジカンバであり、大豆及び大豆油かすにおいては、ジカンバ、ジカンバの代謝物である3、6-ジクロロ-2-ヒドロキシ安息香酸をジカンバ含量に換算したもの及び3、6-ジクロロ-2-ヒドロキシ安息香酸の抱合体をジカンバ含量に換算したものの総和とする。なお、この場合において、ジカンバには、ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン塩、ジカンバジメチルアミン塩、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩が含まれる。

3 施行期日

改正省令は、公布の日（平成27年7月27日）から施行する。ただし、大豆及び大豆油かすの残留基準値については改正省令の公布日の6箇月後から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

(別紙)  
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1                      1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準                      (1) 飼料一般の成分規格                      ア～ス (略)                      セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> <th style="text-align: center;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">ジカンバ</td> <td style="vertical-align: top;">えん麦 大麦 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし マイロ ライ麦 牧草</td> <td style="vertical-align: top;">3mg/kg <u>7mg/kg</u> <u>2mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> 0.5mg/kg <u>4mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> 200mg/kg</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      1 第2欄における次に掲げる飼料の原料は、それぞれ</p>	第1欄	第2欄	第3欄	(略)	(略)	(略)	ジカンバ	えん麦 大麦 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	3mg/kg <u>7mg/kg</u> <u>2mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> 0.5mg/kg <u>4mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> 200mg/kg	(略)	(略)	(略)	<p>別表第1                      1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準                      (1) 飼料一般の成分規格                      ア～ス (略)                      セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> <th style="text-align: center;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">ジカンバ</td> <td style="vertical-align: top;">えん麦 大麦 小麦  とうもろこし マイロ ライ麦 牧草</td> <td style="vertical-align: top;">3mg/kg <u>0.5mg/kg</u> <u>0.5mg/kg</u>  0.5mg/kg <u>3mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> 200mg/kg</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      1 第2欄に掲げる飼料の原料は、次に掲げる区分に応</p>	第1欄	第2欄	第3欄	(略)	(略)	(略)	ジカンバ	えん麦 大麦 小麦  とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	3mg/kg <u>0.5mg/kg</u> <u>0.5mg/kg</u>  0.5mg/kg <u>3mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> 200mg/kg	(略)	(略)	(略)
第1欄	第2欄	第3欄																							
(略)	(略)	(略)																							
ジカンバ	えん麦 大麦 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	3mg/kg <u>7mg/kg</u> <u>2mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> 0.5mg/kg <u>4mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> 200mg/kg																							
(略)	(略)	(略)																							
第1欄	第2欄	第3欄																							
(略)	(略)	(略)																							
ジカンバ	えん麦 大麦 小麦  とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	3mg/kg <u>0.5mg/kg</u> <u>0.5mg/kg</u>  0.5mg/kg <u>3mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> 200mg/kg																							
(略)	(略)	(略)																							

次に定める部位をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 大豆

種子

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

ソ〜チ (略)

(2)〜(5) (略)

2〜5 (略)

じ、それぞれ次に定める部位をいう。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

ソ〜チ (略)

(2)〜(5) (略)

2〜5 (略)

事務連絡  
平成27年7月27日

関係各位

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課

### 飼料安全法に基づく省令改正の概要

1 牧草や大麦等の飼料に残留する農薬の基準値は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(成分規格等省令)により定められています。

今般、農薬ジカンバの残留基準値について、食品安全委員会の評価結果や作物及び家畜の残留試験結果等を踏まえた見直しを行い、改正することとしました。

### 2 改正の内容及び留意点

(1) ジカンバの大麦、小麦及びマイロに対する残留基準値を改正し、新たに大豆及び大豆油かすに対する残留基準値を設定しました。なお、大豆及び大豆油かすの残留基準値は、6か月後の平成28年1月27日から施行されます。

(2) 大豆及び大豆油かすの残留基準値は、ジカンバ及びその代謝物(3,6-ジクロロ-2-ヒドロキシ安息香酸及びその抱合体)の総和としました。

(参考)

農林水産省ホームページ

「飼料の安全関係」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>

第35回農業資材審議会飼料分科会

<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/35/index.html>

(独)農林水産消費安全技術センターホームページ

[http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r\\_safety/r\\_feeds\\_safetyj22.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safetyj22.html)

担当： 畜水産安全管理課  
飼料安全基準班 池田  
TEL 03-3502-8111(内線 86068)